

中間前払い制度の導入について

1. 中間前金払制度

1件の当初請負金額が200万円超の工事で、契約当初の前払金(請負金額の10分の4)に加え、一定の要件を満たしている場合に、請負代金の10分の2を追加して前払いできる制度

2. 中間前金払の要件

次の全ての要件を満たす場合

- ・工期の2分の1を経過していること。
- ・工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
- ・既に行われた工事の経費が請負代金の2分の1以上に相当すること。

3. 認定請求の方法

